クリスチャン同士の裁判

ここ数年、わたしが所属する教団では、教職（牧師）間で訴訟を起こすことの是非が問われてきました。色々な意見が出されているようですが、

教団としては、訴訟を起こすことを極力避けるようにと勧め、また、訴訟を起こすことを勧めたり、訴訟を助勢したりすることを禁じる方向で、進ん

でいるようです。

ところがつい先ほど、訴訟を起こしておられる教職から、ご自分の立場を主張する文書が送られてきました。多分、私たちの教職仲間の多くに同

じ文書が送られたものと想像いたします。

またその文書には、二人の弁護さんの意見書が同封されていました。少なくてもそのうちのお一人は、クリスチャン弁護士のように見受けられま

した。弁護士さんたちは当然、牧師も訴訟を起こす権利があると主張しておられます。二人の見解は必ずしもまったく同じであるようには読めません

でしたが、共に旧約聖書に記された裁判権と実例を取り上げて論じ、聖書も裁判権を認めていると語っています。そして、この権利を奪うことは日本

国憲法に抵触すると警告しておられます。

でも、わたしはこの弁護士さんのご意見に納得できないでいます。それは、お二人の弁護士さんが、旧約聖書の教えと実例だけからお話し、新約

聖書に記されているキリストの教えにも、使徒パウロの教えにもまったく触れておられないからです。また、弁護士さんたちは、教職（牧師）の訴訟

を憲法で保障された人権という局面だけから捉え、クリスチャン信仰の問題とは捉えておられないと感じるからです。

そこで、弁護士ではなく牧師であるわたしは、自分の見解を短くまとめて、読者の皆様に私の信仰の立場を表明したいと思います。それは、読者

の中にも、キリストやパウロの教えが、旧約聖書の規定や教えよりも優れたものであり、それを大切にする方がいらっしゃると思うからであり、ある

いは、私の言うことに納得してくださる方も出てくるだろうと考えるからです。

１．聖書は裁判権を認めています。

これは、お二人の弁護士もおっしゃっていることです。特に旧約聖書は「目には目を」という有名な公平原則を、裁きの土台としています。（目

には目をという法律は、復讐を勧めているのではなく、公平な裁きを教えているものです）旧約聖書は、すべてのイスラエル人の、またイスラエルに

寄留していた人々の裁判権を認めているのですから、ある意味で、非常に時代を先取りしていたということが可能です。ただ、それは神がお与えにな

った律法だったのですから、当然といえば、当然でした。

したがってクリスチャンといえども、公平な裁判を要求する権利、あるいは裁判に訴える権利はあるのです。それは旧約聖書の原則によっても、

パウロがカエザルに上訴した例からも明らかです。ただし、パウロは自ら進んで裁判を求めたのではなく、無実で訴えられ、上訴せざるを得ない状況

に追い込まれたものである事を、理解しなければなりません。またそれは、パウロに啓示された福音が、当時の世界の中心であったローマにまで及ぶ

ための、神の特別なお取り計らいであったことも知らなければなりません。

２．キリストはさらに高い原則をお与えになりました。

ところがキリストは、キリストに従おうとする人々に対して、旧約聖書の教えにとどまるのではなく、さらに高い原則によって生きることをお教

えになりました。この点は、先に指摘したように、お二人の弁護士がまったく触れておられない点です。クリスチャンは、旧約聖書の律法を原則とし

て認め受け入れていながら、さらに高いキリストの倫理規定によって生きるのです。

キリストは、『目には目で、 歯は歯で』 とわれていたのを、 あたがたは聞いています。 ししわたしはあなたがたに言います。 悪ものに手

向かってはいけません。あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい」と、お教えになったのをはじめ、「昔の人々に『・・・・・』と言

われたのを、あなた方は聞いています。しかし、私はあなた方に言います」というお言葉を、くり返し、くり返しおしゃいました。キリストは旧約聖

書の権威を認め、その律法の正当性を認めながら、ご自分に従うものにはさらに高い倫理をお示しになったのです。（新約聖書マタイの福音書5章

21節～48節）ぜひ, 聖書のこの部分をお読み下さい。

具体的に言うと、クリスチャンたちは「目には目を」の倫理、裁判による公平な裁きの倫理ではなく、赦しの倫理によって生きるのです。一般の

ユダヤ人として、あるいは一般の人間としては、下着を取ろうと告訴するものに対して、正当な裁判を要求する権利はありました。それは権利です。

しかしキリストが、ご自分に従おうとするものにお教えになったのは、その権利を行使しないこと、権利を放棄する生き方です。一ミリオン行けと強

いるような者とは、いっしょに二ミリオン行くことです。

キリストに従おうとする者に与えられたより高い倫理、キリストがご自分に従ってこようと願うものに要求された倫理は、自分の権利を主張しな

いこと、自分の権利を放棄することです。キリストは言葉を変え言い方を変えて、ご自分に従おうとするものに必要なのは自己放棄であると、くりか

えしお教えになっています。教職（牧師）ならば必ず、「だれでもわたしについて来たいと思うなら、自分を捨て、自分の十字架を負い、そしてわたし

について来なさい」というお言葉を知っているはずです。キリストは、同じ意味の言葉を何度もくり返しておられることも、ご存知のはずです。自分

の権利を主張しそれを守ろうとするのは、人間の基本的人権に関わることで、当然のことです。ところがキリストは、さらに高い「キリストの倫理」

を示してくださいました。自分の権利を要求する生き方は、キリストに従う生き方とは、相反するものだと知らなければなりません。

３． パウロの教え

パウロは、コリントの教会の中で、信徒同士が互いに告訴し合っているのを非常に悲しみ、厳しく戒めています。（新約聖書コリント人への手紙

第6章1節～8節）本来ならば、聖書のこの部分をすべて引用したいのですが、長くなりますから省きます。でも聖書をお持ちの方は、もう一度

この部分を読み、確認してくださるようにお勧めいたします。

ここでパウロが言っていることは、① 教会内の争い事は、外部の裁判に訴えず、教会の中で正しい裁きを行うべきだということと、 ②

そもそも互いに訴え合うことがすでに敗北であるということです。パウロはパリサイ派の優れた学徒として、旧約の律法には精通していました。当然

クリスチャンたちにも、裁判に訴える権利がある事は百も承知でした。その上で、パウロは「なぜ、むしろ不正をも甘んじて受けないのですか。なぜ、

むしろだまされていないのですか」と、コリントの教会の信徒たちの霊的レベルの低さを叱っているのです。パウロは、キリストの高い倫理原則に思

いを馳せていたからです。ふつうのユダヤ人でも、未信者の異邦人でもなく、教会に語っていたからです。

パウロは、旧約聖書が教える「権利」に訴えないで、キリストがお教えになった「権利の放棄」という、より高い倫理に訴えているのです。なぜ

ならば、教会はキリストに従おう、キリストに倣おうという人々の共同体だからです。二人の弁護士の見解には、このパウロの言うことにもまったく

触れられていません。旧約聖書の一般原則と、キリストに従うものが目指すべき高い倫理との区別、あるいは違いに、まったく気付いておられないよ

うなのです。

わたしたちクリスチャンは、旧約聖書の律法の原則を理解し、受け入れながら、さらに高い、キリストの原則によって生きるものなのです。それ

が、パウロの言う「不正をも甘んじて受けなさい。だまされていなさい」なのです。

キリストが教えてくださった「右の頬を打つ者には左の頬をも与える」原則、パウロが教えた「訴えない」という原則を、自分の原則として生き、

また、そのように信徒たちを指導するのです。

そのようなことをしたら不正がはびこるという議論があります。不正はどこにもはびこります。パウロが関心を持ったこと、キリストが重要視さ

れたことは、正当な裁判で世の中に不正がはびこらないようにすることではなく、キリストに従おうとする者たちが、自分の権利を主張して互いに争

うことが無いようにということでした。そのためにパウロは、新約聖書ピリピ人への手紙第2章4節～9節に、「キリストの謙卑」という有名な教

えを挿入し、わたしたちが目指すべき権利の放棄の究極の模範を示したのです。へりくだって、神が赦してくださったように互いに赦し合うことこそ、

軋轢の多いこの世界で生きる私たちの生き方なのです。

４． 裁判に訴えないという規則は、日本国憲法に反するか

わたしは法律家ではありませんから、裁判に訴えないという信仰上の取り決めが、日本国憲法が定める「基本的人権」に抵触ものかどうかという

議論には、加われないと思います。ただ、これはあくまでも信仰上の問題、信仰のあり方の問題だということを明確にしたいと思います。聖書に立っ

た信仰のあり方が、訴えることを禁止しているのです。

私たちの教団には、成文化こそしてはいませんが、たくさんの不文律があります。教職者は離婚再婚をくり返してはならない。教職者は妾を持っ

てはならない。教職者はポルノ商売に手を染めてはならない。教職者は酒類の販売に携わってはならない。教職者はギャンブルを生業としてはならな

い。その他まだまだあると思います。みな、聖書の教えを私たち教職（牧師）に適用した常識です。でもこれらはみな、現在の日本の憲法で保障され

ていること、個人の自由であり、基本的人権の問題として、許されているのです。

わたしたちは、日本の法律で認められていることを、禁止してはならないのでしょうか。そのようなことはありません。これはあくまでも、キリ

ストの教え、聖書の教えに従おうとする私たちの信仰上の問題であって、憲法はそのようなことを「信教の自由」として許しているのではないでしょ

うか。

教職（牧師）でも裁判に訴えることができると主張される教職や、お二人の弁護士にお尋ねしてみたいのですが、私たちの教団は、酒に酔っ払っ

てグダをまき、近所迷惑になっている牧師を、免職や解職にできないのでしょうか。妾を3人も持っていた牧師がいても、妾を持つことは日本の法

律では罰することができない、「個人の自由」の中に含まれているから、免職にはできないのでしょうか。裁判に訴えるかどうかというのは、法律上の

問題、憲法が保障する人権に関わることではなく、わたしたちの信仰上の極めて重要な原則、赦しの原則に関わる問題なのです。

５．あくまでも信仰上の問題

わたしたちがいま取り扱っているのは、あくまでも信仰上の問題です。そんなことをしたら損をする。教会の中に悪い信徒がいて、あるいは悪い

牧師がいて、信徒たちを騙し、たぶらかし、金儲けをする輩がいるではないかといわれると、まさにその通りと言わざるを得ません。恥ずかしい話で

すが、このごろはそのような牧師がそこここに見られるのです。

では、パウロの時代にはそのような輩はいなかったのでしょうか。キリストの時代にはそのようなふとどき者はいなかったのでしょうか。現代よ

り、むしろたくさんいたのではないでしょうか。そのような中で、キリストは下着を取ろうとするものには上着を与えなさいと教え、パウロはむしろ

騙されていなさいと勧めているのです。

正義を振りかざすのがクリスチャンではありません。赦された喜びで赦していくのがクリスチャンです。神のみ姿を捨てて卑しい人の姿をとり、

十字架まで従順に忍び、究極まで自己を捨ててくださったキリストの、み足の跡をたどろうとするのがクリスチャンです。完全には、そのようになれ

ないながら、そのようになろうと励ましあうのが教会です。その見本を示そうとするのが教職者です。

わたしたちは、わたしたちの罪が赦されたという事実の大きさに、もう一度目を留めるべきです。そのすばらしい賜物の大きさ、その価値、その

絶大な富のゆえに、この世の富も、栄誉も捨てることができるのです。訴えられて敗訴し面子を失っても、命の冠の輝きのゆえに落胆しないで行ける

のです。兄弟姉妹同士で訴え合うことは、命までも棄ててわたしたちを愛し、救ってくださった主を悲しませることなのです。主は訴えたいと思って

いる姉妹も、訴えられようとしている兄弟も、共に愛し、彼らのために犠牲をはらってくださったからです。

もしもそのような赦しの態度こそ、クリスチャンの共同体の中で生かされるべきであると、信仰上の取り決めをして、それが、日本国憲法や民法

に違反しているからと、裁判で負けたとしても、黙って負けていればよいと思います。それがクリスチャンの採るべき態度なのです。少なくても、そ

れが私の信仰の立場です。でもクリスチャンたちの間では、問題解決のために訴訟に訴えないという、キリストの教えを実践する信仰、パウロの教え

を実践する信仰を、憲法違反とすることが出来るのでしょうか。それこそ、信教の自由に反することではないでしょうか。